

**第 13 章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設  
に関する約款**

(下線部分変更)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</b></p> <p>(1)～(4) (現行通り)</p> <p>(5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年 1 月 1 日において <u>17</u> 歳である年の 9 月 30 日又は 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、お客さまが 1 月 1 日において <u>17</u> 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p><b>第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）</b></p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 15 条から第 17 条、第 19 条及び第 25 条第 1 項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2016 年から 2023 年までの各年(お客さまがその年の 1 月 1 日において <u>18</u> 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。))の 1 月 1 日に設けられます。</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2024 年から 2028 年までの各年(お客さまがその年の 1 月 1 日において <u>18</u> 歳未満である年に限ります。))の 1 月 1 日に設けられます。</p> <p><b>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (現行通り)</p> | <p><b>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</b></p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年 1 月 1 日において <u>19</u> 歳である年の 9 月 30 日又は 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、お客さまが 1 月 1 日において <u>19</u> 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p><b>第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）</b></p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2016 年から 2023 年までの各年(お客さまがその年の 1 月 1 日において <u>20</u> 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。))の 1 月 1 日に設けられます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2024 年から 2028 年までの各年(お客さまがその年の 1 月 1 日において <u>20</u> 歳未満である年に限ります。))の 1 月 1 日に設けられます。</p> <p><b>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (省 略)</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ (現行通り)</p> <p><b>第7条 (課税未成年者口座等への移管)</b></p> <p>(1) 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p><b>第8条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</b></p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 17 条第 2 号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限りません。)又は贈与をしないこと<br/>イ～ホ (現行通り)</p> <p>③ (現行通り)</p> <p><b>第9条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</b></p> <p>第 7 条若しくは第 8 条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><b>第11条 (継続管理勘定等への移管)</b></p> <p>(1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管い</p> | <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5 年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (省 略)</p> <p><b>第7条 (課税未成年者口座等への移管)</b></p> <p>(1) 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② お客さまがその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) (省 略)</p> <p><b>第8条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</b></p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限りません。)又は贈与をしないこと<br/>イ～ホ (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p> <p><b>第9条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</b></p> <p>第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>(新 股)</b></p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>たします。</p> <p>(2) 前項の場合において、お客さまが、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。</u></p>   |  |
| <p><b>第12条（出国時の取扱い）</b></p> <p>(1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</u></p> <p>(2)～(3) (現行通り)</p>  | <p><b>第11条（出国時の取扱い）</b></p> <p>(1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</u></p> <p>(2)～(3) (省 略)</p>   |
| <p><b>第13条（課税未成年者口座の設定）</b></p> <p>(現行通り)</p>  | <p><b>第12条（課税未成年者口座の設定）</b></p> <p>(省 略)</p>   |
| <p><b>第14条（課税管理勘定における処理）</b></p> <p>課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条及び第19条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p> | <p><b>第13条（課税管理勘定における処理）</b></p> <p>課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p> |
| <p><b>第15条（譲渡の方法）</b></p> <p>(現行通り)</p>  | <p><b>第14条（譲渡の方法）</b></p> <p>(省 略)</p>   |
| <p><b>第16条（課税管理勘定での管理）</b></p> <p>(現行通り)</p>   | <p><b>第15条（課税管理勘定での管理）</b></p> <p>(省 略)</p>  |
| <p><b>第17条（課税管理勘定の金銭等の管理）</b></p> <p>課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② 当該上場株式等の第15に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと</p> <p>イ～ホ (現行通り)</p> <p>③ (現行通り)</p>  | <p><b>第16条（課税管理勘定の金銭等の管理）</b></p> <p>課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと</p> <p>イ～ホ (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p>  |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><b>第18条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</b><br/> 第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><b>第19条（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）</b><br/> （1）～（2）（現行通り）</p> <p><b>第20条（出国時の取扱い）</b><br/> お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3節（第15条及び第19条を除く）の適用があるものとして取り扱います。</p> <p><b>第21条（課税未成年者口座への入出金処理）</b><br/> （1）～（6）（現行通り）</p> <p><b>第22条（代理人による取引の届出）</b><br/> （1）～（5）（現行通り）</p> <p><b>第23条（法定代理人の変更）</b><br/> （現行通り）</p> <p><b>第24条（取引残高の通知）</b><br/> （現行通り）</p> <p><b>第25条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）</b><br/> （1）お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。<br/> （2）（現行通り）</p> <p><b>第26条（基準年以降の手続き等）</b><br/> （現行通り）</p> <p><b>第27条（非課税口座のみなし開設）</b><br/> （1）2024年以後の各年（その年1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者</p> | <p><b>第17条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</b><br/> 第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><b>第18条（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）</b><br/> （1）～（2）（省略）</p> <p><b>第19条（出国時の取扱い）</b><br/> お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3節（第14条及び第18条を除く）の適用があるものとして取り扱います。</p> <p><b>第20条（課税未成年者口座への入出金処理）</b><br/> （1）～（6）（省略）</p> <p><b>第21条（代理人による取引の届出）</b><br/> （1）～（5）（省略）</p> <p><b>第22条（法定代理人の変更）</b><br/> （省略）</p> <p><b>第23条（取引残高の通知）</b><br/> （省略）</p> <p><b>第24条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）</b><br/> （1）お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。<br/> （2）（省略）</p> <p><b>第25条（基準年以降の手続き等）</b><br/> （省略）</p> <p><b>第26条（非課税口座のみなし開設）</b><br/> （1）2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において <u>18</u> 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で <u>特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)</u>が締結されたものとみなします。</p>  | <p>当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において <u>20</u> 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で <u>非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)</u>が締結されたものとみなします。</p>  |
| <p><b>第28条 (本契約の解除)</b></p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～③ (現行通り)</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客さまが出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが <u>18</u> 歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが <u>18</u> 歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ (現行通り)</p> | <p><b>第27条 (本契約の解除)</b></p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが <u>20</u> 歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが <u>20</u> 歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ (省 略)</p> |
| <p>(削 除)</p>  | <p><b>附則</b></p> <p><u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p>   |